



# 浅川児童クラブの利用案内



## 浅川児童クラブとは

仕事などで昼間保護者がいない家庭の児童に対し、授業終了後等に小学校の余裕教室を活用して安全で豊かな生活時間を与え、児童の健全育成を図る場を提供しています。

子どもたちは、放課後から保護者の方のお迎えが来るまで、児童クラブ教室内で宿題をし、外遊びや室内遊びなど自由に遊びながら過ごします。

## ○対象児童

共働きや自営業の家庭、保護者の方に疾病や心身に障がいのある家庭、家庭内の疾病や心身に障がいのある方を常時介護している家庭など、以下の要件に該当する放課後にお子さんの面倒を見ることが難しい家庭の浅川小学校 1 年生から 6 年生の児童を対象にしています。

要件	
就労	児童の下校時間以降も家事以外の仕事をしている場合
疾病・障がい	病気やケガ、心身に障がいを有する場合
看護・介護	長期にわたり同居親族を常時看護・介護している場合
就学	学校や職業訓練校等に通っている場合
妊娠・出産	母親が妊娠中、または出産後間がない場合 (産前産後 2 か月程度)
その他	上記に類する状態で、町長が認める場合

※対象児童の要件から外れた場合は退会していただくこともあります。

※育児休業中は登録できませんので、職場に復帰する際に随時申し込みをしてください。

## ○開会日時・閉会日

### ◆開会日時

- ・学校登校日 放課後（13時00分頃）から18時00分
- ・長期休業中 7時30分から18時00分

### ◆閉会日

- ・土曜日、日曜日、祝日、お盆期間、年末年始、災害や感染症等による学校休校日

※お盆期間及び年末年始の期間は、暦等により変動します。

※感染症の感染状況などにより、緊急で閉会する場合があります。

## ○保護者負担金について

- ・年額 2,000 円（諸経費＋保険代）

児童クラブを利用するお子さんには、年額 800 円の「スポーツ安全保険」に加入していただきます。

後日納付書を郵送し、町内の金融機関で納付していただきます。

年度途中の退会などの場合でも、日数にかかわらず登録後の返金はありません。

## 児童クラブの利用について

### ○利用の流れについて

児童クラブを利用するには、利用登録が必要です。年度当初から利用を希望する場合は、前年度にお知らせする申請期間中に以下の必要書類を提出してください。年度途中からの利用を希望する場合は、利用希望日の2週間前までに以下の必要書類を提出してください。各様式については役場保健福祉課、町ホームページにて配布しております。

利用要件を満たしているか審査の上決定し、結果については書面で通知します。

#### 【必要書類】

- ①児童クラブ登録申請書（児童1人につき1枚）
- ②家庭調査票（児童1人につき1枚）
- ③児童の監護ができないことを証明する書類（添付書類については下表参照）

要件	添付書類
就労	・就労証明書 （勤務先又は事業主が記入したもの、父母1枚ずつ）
疾病・障がい	・診断書、障害者手帳、療育手帳などの写し ・登録希望理由書
看護・介護	・看護・介護を受ける方の診断書、介護保険証、障害者手帳、療育手帳などの写し ・登録希望理由書
就学	・在学証明書など ・登録希望理由書
妊娠・出産	・診断書、母子手帳（出産予定日が確認できるページ）の写し ・登録希望理由書
その他	保健福祉課までお問い合わせください。

### ○登録内容に変更があった場合

職場や連絡先など登録内容に変更があった場合は、必ず役場保健福祉課または児童クラブまでお知らせください。また、児童クラブを退会する場合は、退会届を提出してください。

## ○利用にあたっての注意事項

- ・必ず18時までに保護者の方が児童クラブまで迎えに来てください。(スクールバスを利用する場合を除く)
- ・帰宅方法が変わった場合や保護者以外の方が来る場合は、事前に連絡をしてください。
- ・児童クラブを欠席する場合は、必ず児童クラブまたは役場保健福祉課まで連絡してください。
- ・夏休み等の長期休業中は、事前に利用希望日を確認します。また、希望日に欠席する場合は、お子さんの安全確認のため必ず児童クラブまたは役場保健福祉課まで連絡してください。
- ・児童クラブは家庭で保育できない児童が利用する場所です。家庭での保育が可能な場合は家庭で過ごしていただくなど、児童クラブの適切な利用をお願いします。

## ○ケガや事故、健康管理について

- ・活動中の体調不良や事故、ケガをした場合は、保護者の方へ連絡をして早急なお迎えをお願いします場合があります。
- ・児童クラブを利用するお子さんには、「スポーツ安全保険」に加入していただきます。児童が活動中にケガをして医療機関を受診した場合に給付の対象となりますので、通院等が必要になった場合は、役場保健福祉課までご連絡ください。
- ・感染症等によりお子さんが在籍する学級や学年が閉鎖になった場合は、感染拡大を防ぐため児童クラブの利用は控えてください。
- ・活動中にお子さんが施設や備品などを破損してしまった場合、児童クラブのもの以外であれば「スポーツ安全保険」の賠償責任保険が適用されますが、児童クラブのものには保険が適用されません。事情もなく故意に破損させた場合は、その費用を負担していただく場合がありますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

## ○マチコミメールシステムについて

浅川児童クラブでは、児童クラブのお知らせを保護者の方のスマートフォンや携帯電話などにお知らせするシステムを導入しています。メールアドレスまたはアプリの登録が必要となりますので、児童クラブを利用する前にご登録をお願いいたします。登録方法等は利用決定後にご案内します。



### 【問い合わせ】

浅川町役場 保健福祉課 36-4123

浅川児童クラブ 36-4858

浅川町ホームページ

<http://www.town.asakawa.fukushima.jp/welfare/001212.html>

